

# 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立 八幡工業 高等学校
課程又は教育部門	全日制課程



## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことを踏まえ、以下の目標を掲げる。

- ①あらゆる教育活動において生命や人権を大切にす精神を貫く生徒の育成。
- ②いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒や集団の育成。
- ③「あたりまえのことを、あたりまえにやる」、「お互いさまの精神」をスローガンに、「生きる力」の育成。

※いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法第2条」

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自身が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。そのためには、「いじめは、どの子供にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む。
- (2) いじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、学校いじめ防止基本方針等の共通理解を図る校内研修や発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒についての情報交換会を実施し、教職員等へ正しい理解の促進を図る。また、生徒に対しては、いじめについて自身の問題として考えさせ加害者にも被害者にもならないための人権HR学習をそれぞれの学年（発達段階）に応じてふさわしいテーマで実施する。日常的にいじめ問題をHRで話題にするなど、身近な問題として関心を持たせる。
- (3) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を

養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教職員が生徒達に愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

- (4) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、生徒たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていく。ストレスに適切に対処できる力を育てるために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため教職員研修を行うとともに、日常的に教職員間のチームワークをうまく機能させる。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、実際に被害にあった人達のDVDや手記をHR等で見せる。実際の体験を見たり、聞いたり、読んだりして、自分がその立場に立った際どういう思いを抱くか、またどのように対処すべきかを生徒たちに考えさせる。
- (6) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用人や人間関係をよりよく形成できるように活動内容及び方法について機会を捉え部活動顧問が指導を行う。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### (1) 基本的考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと思い、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えられず、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、組織的に問題解決していくことが大切である。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

- (ア) 生徒が示す小さな変化や危険信号を察知する

「いじめアンケート（無記名含む）」や「学校環境適応感尺度（アセス）」、「学校生活アンケート」を実施する。実施後、直ちにアンケートを活用した教育相談を行い、その情報を教職員研修会等で共有する。

- (イ) 教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する

「校内いじめ対策特別委員会」の月1回以上の開催を徹底するとともに、担任、各部、各委員会

会議などあらゆる機会を生徒情報の交換の場ととらえるとともに、日常的な会話のなかでも、生徒情報の共有に努める。

(ウ) 保護者と連携し、情報の交換をする

保護者と連携して生徒を見守るため保護者懇談会で生徒の学校での様子を保護者に詳細に伝えると同時に、家庭用チェックリストを活用して、家庭での様子も詳しく聞きとる。また、些細な事でも生徒の異変に気づいたら、すぐに互いに連絡を取り合えるような関係づくりをする。

(エ) 生徒が日常的に相談できる体制を確立する

生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として生徒向けに「相談ポスト」を職員室前等に設置する。また、日常的に誰でもいつでも生徒の相談を受け入れる準備があることを示す。定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。

(オ) 個人情報を管理する

教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### (1) 基本的考え方

(ア) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条（以下、「法」という）の学校いじめ対策組織による認知を行う。

(イ) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、被害性に着目した判断により、いじめに該当するか否かを判断する。

(ウ) 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

(エ) インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応する。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

(ア) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるように即時指導を徹底する。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(イ) 教職員は一人で抱え込まず、職員の情報共有の対応として速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策特別委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(ウ) いじめの疑いがある事案を把握した段階で、速やかに、管理職から県教育委員会へ第一報を行う。

(エ) 被害・加害の生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(カ) 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

(キ) 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策特別委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや訪問相談員の協力を得て心身のケアを行うとともに、いじめに係る行為が止んでいる状態及び被害生徒・保護者がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていない状態になるよう、相当の期間をかけて面談等の必要な支援を継続して行う。

### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(ア) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(イ) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(ウ) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を自覚させる等、毅然とした態度で指導する。

なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや訪問相談員、関係機関、専門機関の協力を得て、教育的配慮の下、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

(ア) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(イ) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導をとおして、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

### (6) ネット上のいじめへの対応

(ア) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (イ) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、地方法務局・所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (ウ) 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施する。
- (エ) 情報モラル教育を進めるため、必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して、いじめ対策特別委員会での会議により校長が判断する。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査

#### (ア) 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、県知事に第1回目の報告をする。

#### (イ) 事実関係の調査

- ・調査の主体は教育委員会が判断する。
- (ウ) 調査を行うための組織
  - ・当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
  - ・専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者で構成する。
- (エ) 事実関係を明らかにするための調査
  - ・いじめが、いつ行われたのか。
  - ・いじめが、誰から行われたのか。
  - ・いじめが、どのような様態であったのか。
  - ・いじめを生んだ背景事情や人間関係。

## (2) 調査結果の提供及び報告

- (ア) 調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を、いじめを受けた生徒や保護者に対して適時、適切な方法で経過報告・保護者への情報提供を行う。
- (イ) 調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。
- (ウ) 調査結果については、学校長から教育委員会に報告し、その後、教育委員会を通じて県知事に報告をする。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 いじめ対策特別委員会

#### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- (ア) 「いじめ対策特別委員会」は、本校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
  - ・早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
  - ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
  - ・いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開き、情報の迅速な共有・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。
- (イ) 「いじめ対策特別委員会」は、管理職、生徒指導主事、各学年主任、5学科主任、人権教育担当、養護教諭で構成する。
  - ・校長の指示により、状況に応じて、学級担任、部活動顧問等、事象の解決に当たって関係の深い教職員を加えて事象に対応する。

#### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ・「いじめ対策特別委員会」は重大事態に係る調査を行う。
- ・いじめの要因、背景、および学校や教職員の対応の事実関係を明確にする。
- ・調査は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。
- ・第22条における組織構成員を母体とし重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

## 7 学校評価

学校評価においては、目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等の取り組みの改善を図る。

いじめの防止等の取り組みに係る達成目標を以下に示す。

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
  - (ア) いじめと人権に関するホームルームを全学年実施する。
  - (イ) 「いじめ対策特別委員会」を月1回実施する。
  - (ウ) 命の大切さやいじめに関する校長講話を実施する。
  - (エ) 「ネットいじめ等防止」の講演会を実施する。
  - (オ) 学校ネットパトロールの定期的な実施を行う。
  - (カ) 学校いじめ防止基本方針の不断の見直しを行う。
- (2) 早期発見、定期的・必要に応じたアンケート
  - (ア) 「いじめに特化したアンケート」または「学校生活アンケート」のいずれかを月1回必ず実施する。
  - (イ) 「無記名いじめアンケート」「学校生活アンケート」を学期に1回以上実施する。
  - (ウ) 「家庭用チェックリスト」を年2回以上保護者に配布する。
  - (エ) 「相談ポスト」の設置と生徒への周知、毎日の点検を行う。
- (3) 生徒個人面談と保護者会の実施
  - (ア) 全職員による生徒個人面談を実施する。
  - (イ) 保護者会を年間2回以上実施する。
- (4) 校内研修の実施
  - (ア) いじめや自殺予防に特化した校内研修を実施する。
  - (イ) 生徒理解のための情報交換会を実施する。